

秋田市市民活動促進基本方針

平成19年度改定版

市民協働・地域分権推進室

目 次

はじめに	・・・ 1
第1章 市民活動促進に関する基本認識	
1 市民活動促進の目的	・・・ 2
(1) 市民活動を通じた自己実現のサポート	
(2) 新たなコミュニティと人的ネットワークづくり	
(3) 市民協働によるまちづくりへの布石	
2 市民活動の定義	・・・ 4
第2章 市民活動促進にあたっての基本姿勢	・・・ 5
(1) 「個」の重視	
(2) 市民活動の自主性・独自性の尊重	
(3) 行政の守備範囲の明確化	
(4) 市民協働の推進へ	
(5) 秋田県との連携	
第3章 市民活動促進に向けた施策等	
1 市民活動への参加を促進する施策	・・・ 6
2 市民活動への支援策	・・・ 7
3 新たな人的ネットワーク形成のための施策	・・・ 8
4 市民と行政との協働推進に関する方策	
市民活動促進基本方針Q & A	・・・ 10

はじめに

地方分権の進展とともに、自治体独自の政策形成が強く求められる中、自治へのより多様なスタイルでの住民参加や参画が必要となっています。一方、国・地方を通じた厳しい行財政環境のもと、ますます個別化・多様化する市民ニーズに対し、行政のみによるサービス提供は質的にも量的にも困難な状況となっています。そして、少子・高齢化が着実に進行するにつれ、人々が相互に支え合い、助け合っていくことの重要性は一層高まっています。

このような社会において、各種の市民活動が新たな公益サービスの提供主体として、また地域づくりの担い手として注目を集めています。本市においても、平成13年度に行われた秋田ワールドゲームズが多くのボランティアに支えられ、成功裡に終了したほか、建都400年記念事業の展開にあたって、多くの市民が「建都400年記念事業サポーター」として運営に参画し、事業推進の大きな力となっているなど、人々の主体的な活動の重要性とその力の大きさが実証されています。こうした市民の力をこれからの社会を担う大きな力としてとらえ直し、市民と行政とがそれぞれの果たすべき役割を分担していくことに加え、情報を共有し、共通の目的をもってともに計画の策定に携わり、施策として結実させていくことが必要になっています。

こうしたことから、本市では、市民主体の独自性ある地域づくりを担う各種の市民活動を促進するため、「秋田市市民活動促進基本方針」を策定いたしました。

今後は、この基本方針に基づいて市民活動促進のための各種の施策を検討・展開し、市民一人ひとりが各種の市民活動に参加しやすい環境を創っていきます。そして、この基本方針も社会環境の変化に応じた見直しを行いながら、市民と行政が対等な立場、同じ目線で、互いに持てる力を出し合うことのできる市民協働型のまちづくりを進めていきます。

平成16年3月

秋田市長 佐竹敬久

第1章 市民活動促進に関する基本認識

1 市民活動促進の目的

市民一人ひとりのしあわせとは、安定した生活のもと幅広い選択の自由が平等に保障され、それを生かして創造的・個性的に生きようとする中で実現するものと考えられます。そして個人は、「自由」に伴う「責任」と「思いやり」を持つなかで自立し、自らを高めながら、自分のみならず社会全体のしあわせにも貢献していかると考えられます。

秋田市は、市民活動の促進を通じて、市民一人ひとりの自己実現や人と人との新たなネットワーク創出の手助けをしながら、市民と行政とのパートナーシップ^{注1}を確立していきます。そして、総体として高い市民力^{注2}をもつ「自ら考え主体となって参加する開かれたまち」を実現し、市民一人ひとりの笑顔が見える「しあわせ実感」を目指していきます。

注1 パートナーシップ・・・友好的な協力関係（大辞林）。ここでは特に、独立した主体間の対等な協力関係を指します。

注2 市民力・・・ここでは、市民が自立し連帯して都市を運営していく力量を指します。

(1) 市民活動を通じた自己実現のサポート

今、市民活動は、「他者や社会のため」という奉仕的な動機よりも、むしろ「自分のため」に普段着感覚でという動機によって行われることが増えています。このような活動は、自己発見や自己開発につながるものを内在しており、個人は「他者に必要とされる」ことによって生きがいや喜びを覚え、自立し、自らを高めながら、多面的に社会に貢献していくことができると考えられます。

市民活動の促進は、だれもが主体的に各種市民活動に参加しやすくなるような環境づくりにより、市民一人ひとりが、市民活動を通じて他者をサポートしながら自らを高め、自己実現を図っていくことの手助けをねらいとしています。

(2) 新たなコミュニティと人的ネットワークづくり

従来の地縁型コミュニティが希薄化し、地域社会でのふれあいや助け合いが薄れつつある中、地縁型コミュニティの持つ、住民自らが地域を担っていくという機能の復活や、人々を結びつける新たなコミュニティの必要性が高まっています。

市民一人ひとりの各種市民活動への参加は、参加から交流へとステップアップしていくことで、共通の目的で結ばれた新たなコミュニティを作り出せる可能性があります。

そして、この新たな目的別コミュニティと地縁型コミュニティとが連携し、人的なネットワークが形成されれば、相互にさらなる発展の可能性が生まれてきます。

市民活動の促進は、新たなコミュニティと人的ネットワークづくりをねらいとしています。

(3) 市民協働 注3によるまちづくりへの布石

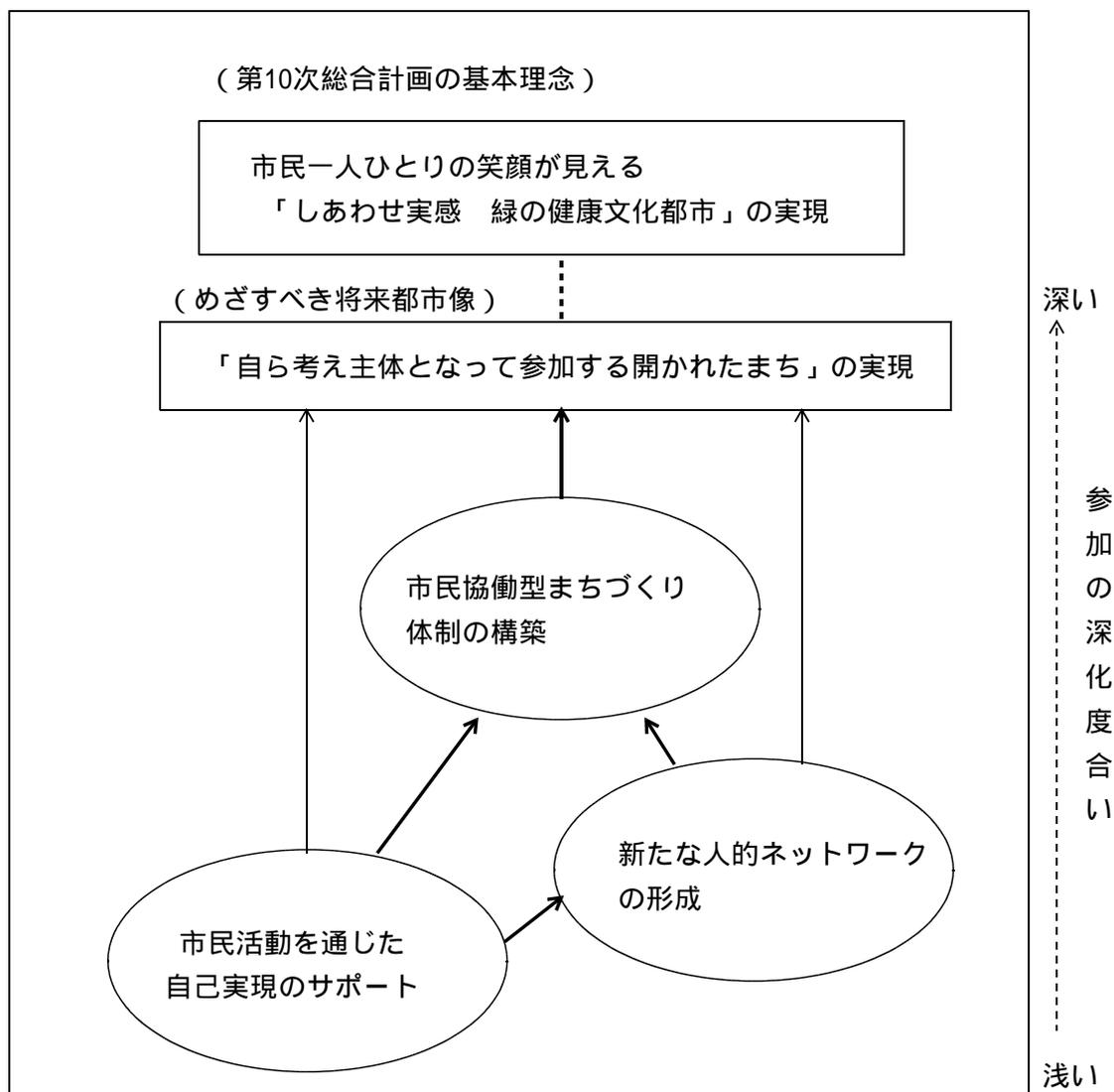
市民の公共サービスに関するニーズは個別化かつ多様化しており、行政が統一性・公平性の観点から画一的に提供してきた公共サービスでは質的にも量的にも対応できない部分が生じてきています。また、地方分権が進展する中、地域特性を活かした魅力あるまちづくりを進めていくためには、地域を知り、地域に愛着を持つ住民がまちづくりに主体的に関わっていくことが必要です。

このような社会的課題に対応し、市民と行政が互いに力と知恵を出し合って解決していく仕組みが市民協働型のまちづくりです。

市民活動の促進には、市民協働のための素地となる市民力の総体的な底上げを図るといふねらいがあります。そして、次なる段階として、政策形成過程や公共サービス提供など様々な場面において、パートナーシップに基づく市民協働型まちづくりのあり方を確立していきます。

注3 協働・・・同じ目的のために、協力して働くこと(大辞林)。ここでは特に、共通の社会的目的を持つ者同士が、対等の立場で、お互いの能力を活用して目的達成のために協力して活動することを指します。

目的体系の模式図



2 市民活動の定義

市民活動促進基本方針の対象とする市民活動は、次に掲げる事項を満たすものとします。

- (1) 自らの自由意志に基づき自主的・自発的に行う活動
- (2) 幅広く他の人たちをサポートする活動
- (3) 営利を目的としない活動
- (4) 秋田市に関わりのある活動

ただし、宗教の教義を広める活動や、政治上の主義・主張を主たる目的とする活動は含めない。

第2章 市民活動促進にあたっての基本姿勢

(1) 「個」の重視

市民一人ひとりが市民活動への意欲を持ち、各種市民活動に参加しやすくなるような環境づくりを進め、各個人の社会参加を促進していくことで、市民一人ひとりの生きがいの創出を支援します。また、このことにより、総体としての市民力をより高めるものとします。

(2) 市民活動の自主性・独自性の尊重

市民活動は、市民の自由な発想のもとに自主的・主体的に行われてこそ、柔軟性やきめの細かさ、機動性といった優れた特性が発揮できます。このような市民活動が、活動の実績を重ねながら地域社会を支える存在へと健全に発展していけるよう、秋田市は活動主体の自発性や目的、活動スタイルを尊重し、側面的な支援を行います。

(3) 行政の守備範囲の明確化

それぞれの市民活動は、その活動分野や内容、活動の範囲とも様々であり、行政と関わりの深い活動もあれば、全く関係のない活動もあります。秋田市が活動の支援を行う際には、これら各活動主体と行政との関係を明らかにし、それぞれの守備範囲を明確にしながら、必要な支援を行うものとします。

(4) 市民協働の推進へ

個人や団体等の市民活動主体が市民力をより高め、よりよい活動をしていくためには、市民活動主体と行政とが、情報の共有を前提とする対等なパートナーシップのもと、協働して社会的課題の解決に取り組んでいくことが大切です。秋田市は、市民活動の促進とあわせ、政策形成過程での市民協働や公共サービスの実施における市民協働など、できることから一つひとつ市民協働を確立し、その推進に努めていきます。

(5) 秋田県との連携

秋田県では、ボランティア資金の助成や、活動スペースの提供、ホームページによるボランティア団体の情報発信など各種の市民活動支援事業を実施しています。市民活動の促進にあたっては、県が実施する事業との重複に留意しながら、相互に連携・補完し、総体として最適な支援を行っていくものとします。

第3章 市民活動促進に向けた施策等

第2章で明示した基本姿勢を踏まえ、市民活動促進のために必要と考えられる施策や事業を網羅的に掲げました。現在の制度環境等の中では必ずしも現実的ではない施策等も含まれていますが、市では今後、市民との協議・検討を重ねながら、これら施策等を実現し、実施していきます。

- ・・・すでに実施中のもの
- ・・・今すぐ実施可能なもの、実施が決定しているもの
- ・・・実施に向けて中・長期的な取り組みを要するもの

1 市民活動への参加を促進する施策

市民一人ひとりが市民活動への意欲を持ち、各種市民活動に参加しやすくなるような環境づくりを行います。

市民活動に関する情報提供

広報あきた、広報テレビ番組、市ホームページ等による情報提供

市民が主催するイベント等について、その都度要請に応じてPRを行います。

市民交流サロンでの情報提供

秋田市民交流プラザ内の市民交流サロンにおいて、秋田市で把握している市民活動団体の情報を紙媒体で公開するほか、希望する市民活動団体のパンフレット、発行チラシなどをファイルにして、紹介しています。また、「秋田県市民活動情報ネット」と連携した広範で効率的な情報提供を行います。

市民活動の交流の場整備

秋田市民交流プラザ内に市民活動センターを設置

秋田市民交流プラザ3階に市民活動センター「市民交流サロン」を設置し、市民活動の情報発信、相談業務を行うほか、市民活動啓発・支援事業を通じて交流の場づくりを行うと同時に、市民活動に携わるリーダー的人材の育成などにも取り組みます。

社会参加活動の仲立ち

秋田市ボランティアセンターの運営

秋田市ボランティアセンターの運営により、福祉ボランティアについて、仲介・調整などのコーディネートを行います。

市民活動コーディネート機能の整備

「市民活動センター」の市民交流サロンに2名の市民活動支援アドバイザーを配置し、常時、市民活動に関する相談、情報提供を行いながら、市民活動に携わるリーダー的な人材の育成のためのアドバイスやコーディネートを行います。

その他参加拡大のための取り組み

地域通貨に関する研究

市民活動をより活性化するための方策として、地域通貨に関する研究を行います。

2 市民活動への支援策

団体や個人による自発的な市民活動の取り組みに対し、活動の促進を目的とした側面的な支援を行います。

市民活動促進に関する庁内体制の整備

市民協働の実践

秋田市の市民協働・都市内地域分権の基本的な考え方をまとめた「住民自治の充実を目指して」を広く周知し、市民協働事例についての情報提供を行うことにより、市の行う事業への市民参加を促進します。

市民活動担当と市民活動窓口の設置

市民活動の促進に関し、秋田市民交流プラザ管理室、市民協働・地域分権推進室の連携を強化します。

公共施設の利用柔軟化と利用システムの改善

国・県施設を含む公共施設マップの作成とデータベース化

市内の国、県施設を含む公共施設について、マップ作成とデータベース化、公共施設案内・予約システムとの連携への端緒として、インターネット上の既存地図情報サービスを活用した施設の位置案内と公共施設案内・予約システムとの連携を、試験的に実施してまいります。

各公共施設の利用要件の柔軟化

各公共施設について、市民活動促進の観点から利用の柔軟化をはかります。

公共施設案内・予約システムの対象施設拡大

利用者の声をシステムに反映させ、利便性を高めるとともに、今後も対象施設の拡大を検討します。

会員等の確保・育成に対する支援
市民交流サロンでの情報提供（前出）

資金の確保に対する支援

市民活動促進を目的とする資金に関する検討

地域愛形成事業において、市民活動を財政面で支援するため、市民が市民協働により行う事業数の増加を図ります。

情報提供と場の公開

市が実施する研修会や会議等に関する情報提供

市が実施する多様な研修会や集会、会議等の一般公開を促進し、関連情報の提供につとめます。

3 新たな人的ネットワーク形成のための施策

市民活動を行う市民一人ひとりが参加から交流へとステップアップしていけるよう側面的な支援を行い、共通の目的で結ばれた新たな人的ネットワークの形成をはかります。

市民活動間の交流の促進に対する支援

「ALIVEねっと」における「市民活動掲示板」等の活用

市民活動の啓発・支援事業をとおり、個人と団体、団体と団体間の交流をコーディネートします。

4 市民と行政との協働推進に関する方策

市民活動と行政とが相互の力を出し合って、より効果的な協働体制を作っていくために、市民と行政との協議の場づくりや、市民活動促進を円滑に行うことのできる庁内体制整備などを行います。

市民協働に関する市民と行政との協議の場づくり

地域福祉計画の見直しと地域福祉に関する各種施策を市民との協働により実施

市民参加型の地域福祉活動を促進するとともに、広く市民の声を聞きながら、現行の秋田市地域福祉計画の見直しを行います。

ワークショップの開催

(仮称)北部地域市民サービスセンターに関するワークショップを開催します。
また、各事業においても、市民とともに意見集約をする手法としてのワークショップを活用します。

市民活動との協働に関する庁内体制の整備

職員の市民協働意識の啓発と共通理解促進のための研修実施

職員の市民協働意識を啓発し、共通理解を促進するため、市民協働に関する研修を職員研修体系の中で、実施します。

行政情報の公開

市民活動主体の求めに応じた行政情報の提供

秋田市情報公開条例に基づき、市政に関する情報等を積極的に提供するようつとめます。

市施策に市民の意見を反映するためのルールづくり

しあわせづくり秋田市民公聴条例の制定と適切な運用

市の計画等の企画立案過程などにおいて、市民の持つ意見・情報等を反映させる機会を確保するため、平成17年4月1日に施行した「しあわせづくり秋田市民公聴条例」について、適切な運用と市民へのPRを行います。

市民活動促進基本方針 Q & A

1 「市民活動」の範囲

ここで言う市民活動とは具体的にどの範囲を指しますか？

第1章2項の定義のとおりです。行政・企業セクターではない市民サイドのセクターであって、主として各種のボランティア活動、NPO、NPO法人の活動などがここに含まれると考えています。

町内会など既存の地縁型コミュニティ についてはどのようにとらえているのですか？

町内会は、清掃活動や運動会等の催しなど、メンバーの利益を目的とした互助的な活動の一方、各種お知らせ等の各戸配付、街灯の設置管理、資源回収、アメシロ等の防除といった公益的な活動まで幅広く行っています。ただ、一般的に町内会の「公益」の範囲は町内のエリアに限定されると考えられ、「幅広くほかの人たちをサポートする」という定義にはあたらないことから、ここで促進の対象としている「市民活動」とは分けるべきと考えます。一方、市民協働という側面においては、町内会等の地縁型コミュニティは、協働の重要なパートナーであると考えています。

また、近年の急激な情報化の進展や交通環境の改善などにより、地域住民の活動範囲は地域を越えた広範なものとなっており、都市部ばかりでなく郊外においても、住民活動は従来の地縁型コミュニティから地域を越えた新たな目的別コミュニティへと広がりを見せています。こうした中では、新たな目的別コミュニティと既存の地縁型コミュニティが相互に連携し、それぞれの特性を発揮することによって、地域の課題解決の可能性を広げることができます。このように、市民活動の促進は、既存の地縁型コミュニティの活性化にも貢献しうるものと考えています。

注 地縁型コミュニティ・・・一定範囲の地域に住んでいることを拠り所としている人の集まり。ここでは町内会や自治会、青年会、婦人会等を指します。

生涯学習や趣味のサークル活動、子育てサークル活動についてはどうですか？

サークル活動などであっても、活動成果を広く社会に還元できる活動が行われるなど、「市民活動の定義」の要素を満たす限り、その側面に限っては活動促進の対象となりうると考えています。

コミュニティビジネスと言われる活動についてはどうですか？

公共サービスの新たな担い手としてコミュニティビジネスと言われる活動が注目を集めています。これは、住民が主体となり、地域の資源を活用して地域の課題の解決に取り組む小規模ビジネスのことで、地域振興のほか雇用の拡大や新たな産業の創出等の面でも期待されています。コミュニティビジネスの「市民が地域の課題解決のために行う活動」という側面をとらえた場合、市民活動の一形態であり、まちづくりのための重要なパートナーにもなりうると考えられることから、今後こうした活動と市との関わり方についても研究を進めていきます。

なお、一般企業等へ行政サービスの一部を外部委託することが一部の自治体で行われていますが、これは、市民活動というよりも行政の効率化という面で捉えるべきことと考えています。

2 支援についての考え方

市民活動支援についての基本的考えは？

対象によって2つの考えに分けることができます。

発展途上の市民活動主体 に対して、活動を育てていくことを目的にする場合は、活動主体の自主性・自立性を損なわない側面的な支援を行うべきと考えています。秋田県ではNPO法人等の活動に対する補助などの財政支援を実施していますが、秋田市では、県との役割分担も考慮して、活動の情報提供やコーディネート、活動場所の提供といった側面的支援を主体とし、財政的支援を行う場合は、活動に縛りをかけない範囲の物品によるものや、公益信託等による小口の貸付等に限定するべきと考えています。

一方、行政との協働ということを目指す場合には、第2章の(3)にあるとおり、単に市民活動だからという理由で支援を行うのではなく、行政の政策的目的と合致することを前提に、その目的を明らかにした上で、個別の要綱や要領を制定し、予算の範囲内で必要な支援を行うべきと考えています。財政的支援としては、事業委託や補助金などが考えられますが、支援内容については、今後検討していきます。

注 市民活動主体・・・ここでは、市民活動を行う個人や団体を指します。

3 協働についての考え方

市民協働とは具体的にどのようなことを想定していますか？

市民協働の形態としては概ね以下のような形を想定しています。単に業務を委託するか意見聴取などの形にとどまらず、様々な協働の形を実現していく必要があると考えています。

行政への提言・提案活動

行政が未開拓である問題の指摘、または今後実行するであろう施策への企画立案段階での提言、社会的ニーズに関する情報を収集し行政に提供するなどの活動を行う形。

行政施策の企画立案における参画

市民活動主体が自らの能力を発揮しながら、行政とともに必要なサービス提供の方法や仕組みとともに創っていく形。異なる立場から同じ問題に関わり、開発のプロセスを共有することで、新たな価値を生み出していく。

行政施策への市民活動主体の参加

市民活動主体が、行政施策の目的・計画内容・実行方法などに賛同して参加し、その施策の実行部分を受け持っていく形。

市民活動主体への行政の支援

市民活動主体が独自に企画立案した事業に対し、行政が賛同し委託料等の活動資源を提供していく形。

市民活動主体による独自の公益活動

市民活動主体が公益サービスの一つを独自に担い、行政が関与しない社会的役割を独自に発揮することによって、バランスのとれた社会政策の一翼を担っていく形。

「参加」という言葉の意味するところは？

「参加」という言葉の意味は、参加者の関わり方の変化に応じて、様々な段階に分けて考えることができます。その第1は「いあわす」段階であり、参集としての参加。第2は個人の殻を破って他者と関わり合う段階。そして第3は自らその場の設営に参加し、主体的にその一端を担っていく段階です。第3の段階は、特に「参画」と呼ぶことができ、本基本方針の中では市民協働型まちづくりに不可欠な参加の段階として捉えています。

市民協働の趣旨は理解しても直ちに対応するのは難しいのですが

活動主体によって活動のあり方は様々であり、すでに自立し、一定の社会的責任を担って活動をしている場合もあれば、必ずしもそうではない場合もあり、責任を担える範囲というのはそれぞれ異なっています。各活動主体と行政が協働して何かを行おうとする際には、まず、何のために協働するのかという目的やそれぞれが担える役割などについて十分な話し合いを行い、そこで得られた共通認識を前提として、直ちに任せるのか一緒にやりながら徐々に任せていくのかも含めて、役割分担を組み立てていく必要があります。このように、無理のない協働の形を実現するためには、十分な話し合いを通じた共通認識の醸成が不可欠と考えています。